

## 永田浜ウミガメ観察ルール 2010 改正について

## 1. ルール内容の改正について

検討課題		ルールを改正する場合	ルールを改正しない場合
ルールの内容		基本的には、これまで検討してきたエコツーリズム推進法に基づく規制内容のうち、実施可能なものを適用する。	永田浜ウミガメ観察ルール 2009 の内容を継続する。
適用期間		5 / 1 ~ 8 / 31 5 / 1 ~ 5 / 15 の監視体制の確保について要検討。	5 / 15 ~ 8 / 31
適用時間		19:30 ~ 翌朝 5:00	観察会/夜間臨時開館開催時 ~ 夜明けまで
産卵期	開催期間	( 5 / 1 ~ 8 / 31 ) 5 / 1 ~ 5 / 15 の実施体制はとれない。	5 / 15 ~ 8 / 31
	受け入れ人数	80 ~ 100 名程度 ( 団体を含む ) ・ 事前に協力金を徴収することはできないため、当日キャンセルが出た場合運営が赤字になる恐れあり。 ・ 法的な強制力をもった規制ではないため、旅行会社やタクシー会社の理解と協力を十分得る必要がある。	80 名 ( 団体は除く ) ・ 従来通りなので、混乱はない。
	協力金	一般 800 円程度に値上げする	一般 700 円
ふ化期	開館期間	8 / 1 ~ 8 / 31	8 / 1 ~ 8 / 31
	受け入れ人数	120 名程度 ( 団体を含む ) ・ 事前予約制を実施する体制を整えることが難しい。	制限なし ・ 従来通りなので、混乱はない。
	入館料	値上げする。	一般 200 円
その他の事項		永田浜ウミガメ観察ルール 2009 の内容を継続する。	